



# 鳥取県公報

平成14年 9月30日(月)

号外第133号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(94)(都市計画課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置を表示するための屋外広告物又はこれを掲出する物件(自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので一定の基準に適合するものを除く。)に係る表示等の許可の基準を定めることとした。(第4条、別表第1の2関係)
- 2 国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置する屋外広告物又はこれを掲出する物件について、道路又は鉄道の付近においても表示等ができることとした。(第6条、別表第1関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
  - (1) この規則は、平成14年10月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。
  - (3) 次に掲げる規則について所要の改正を行うこととした。
    - ア 鳥取県景観形成条例施行規則
    - イ 鳥取県立自然公園条例施行規則
    - ウ 鳥取県収入証紙規則

## 規 則

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第94号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下本則において「削除号細目」という。）を削り、同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下本則において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号細目を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等及び別表の表示を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 条例第5条の規定による許可の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可 別表第1に定める基準</p> <p>(2) 条例第3条の2第3項の規定による許可 別表第1の2に定める基準</p> <p>2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表第1の2において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（野立てであって、別表第1の個別的基準の項第1号アに掲げる基準に適合しないものに限る。）を設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、別表第1の2に定める基準とする。</p> <p>(適用除外の基準等)</p> <p>第6条 条例第3条の2第1項第3号に規定する公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置するもので別表第1に定める基準（同表の個別的基準の項第1号ア及びイに掲げる基準を除く。）に適合するもの</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 条例第3条の2第2項第1号及び第2号に規定する規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p>3 条例第3条の2第2項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 条例第5条の規定による許可の基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(適用除外の基準等)</p> <p>第6条 条例第10条第1項第3号に規定する公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置するもので次の基準に適合するもの</p> <p>ア 禁止地域等又は第1種制限地域にあるものにあつては、別表第1の第1種制限地域に係る基準</p> <p>イ 第2種制限地域にあるものにあつては、別表第1の第2種制限地域に係る基準</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 条例第10条第2項第1号及び第2号に規定する規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p>3 条例第10条第2項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

4 条例第3条の2第2項第4号に規定する規則で定める基準は、広告物の表示期間又は広告物を掲出する物件の設置期間が10日以内のものとする。

5 条例第3条の2第2項第5号に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(屋外広告業の届出)

第7条 条例第10条の2第1項の規定による届出をしようとする者は、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、条例第10条の4第1項の規定により営業所に置く講習会修了者等が同項第1号又は第2号に該当する者であるときは、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

3 条例第10条の2第1項第5号に規定する規則で定める事項は、主として取り扱う広告物の種類及び営業の開始の年月日とする。

4 略

第8条 条例第10条の2第2項の規定による届出をしようとする者は、様式第6号による届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出が届出済証の記載事項の変更に係るものであるときは、届出済証を添付しなければならない。

2 略

(講習会の開催)

第11条 条例第10条の3第1項に規定する講習会(以下「講習会」という。)は、毎年1回以上開催する。

2 略

(講習会修了者と同等以上の知識を有する者の認定)

第15条 条例第10条の4第1項第3号の規定により同号に規定する知識を有する者と認める者は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反することがなかった者とする。

2 条例第10条の4第1項第3号の規定による認定を受けようとする者は、様式第10号による認定申請書に、前項に規定する経験を有することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 略

様式第4号(第7条関係)

屋外広告業届出書

年 月 日

4 条例第10条第2項第4号に規定する規則で定める基準は、広告物の表示期間又は広告物を掲出する物件の設置期間が10日以内のものとする。

5 条例第10条第2項第5号に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(屋外広告業の届出)

第7条 条例第10条の3第1項の規定による届出をしようとする者は、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、条例第10条の5第1項の規定により営業所に置く講習会修了者等が同項第1号又は第2号に該当する者であるときは、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

3 条例第10条の3第1項第5号に規定する規則で定める事項は、主として取り扱う広告物の種類及び営業の開始の年月日とする。

4 略

第8条 条例第10条の3第2項の規定による届出をしようとする者は、様式第6号による届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出が届出済証の記載事項の変更に係るものであるときは、届出済証を添付しなければならない。

2 略

(講習会の開催)

第11条 条例第10条の4第1項に規定する講習会(以下「講習会」という。)は、毎年1回以上開催する。

2 略

(講習会修了者と同等以上の知識を有する者の認定)

第15条 条例第10条の5第1項第3号の規定により同号に規定する知識を有する者と認める者は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反することがなかった者とする。

2 条例第10条の5第1項第3号の規定による認定を受けようとする者は、様式第10号による認定申請書に、前項に規定する経験を有することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 略

様式第4号(第7条関係)

屋外広告業届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

届出者 氏名(法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名)㊦

次のとおり屋外広告業を営むので、鳥取県屋外広告物条例第10条の2第1項の規定により届け出ます。

略

備考 略

様式第5号(第7条関係)  
屋外広告業届出済証

第 号

次の者は、鳥取県屋外広告物条例第10条の2第1項の規定による届出をした者であることを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

略

様式第6号(第8条関係)  
屋外広告業届出事項変更(廃止)届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

届出者 氏名(法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名)㊦

次のとおり屋外広告業の届出事項に変更があった(屋外広告業を廃止した)ので、鳥取県屋外広告物条例第10条の2第2項の規定により届け出ます。

略

備考 略

様式第10号(第15条関係)  
屋外広告物講習会修了者等資格認定申請書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

届出者 氏名(法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名)㊦

次のとおり屋外広告業を営むので、鳥取県屋外広告物条例第10条の3第1項の規定により届け出ます。

略

備考 略

様式第5号(第7条関係)  
屋外広告業届出済証

第 号

次の者は、鳥取県屋外広告物条例第10条の3第1項の規定による届出をした者であることを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

略

様式第6号(第8条関係)  
屋外広告業届出事項変更(廃止)届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

届出者 氏名(法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名)㊦

次のとおり屋外広告業の届出事項に変更があった(屋外広告業を廃止した)ので、鳥取県屋外広告物条例第10条の3第2項の規定により届け出ます。

略

備考 略

様式第10号(第15条関係)  
屋外広告物講習会修了者等資格認定申請書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

申請者

氏 名 印

鳥取県屋外広告物条例第10条の3第1項の講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有する者として認定を受けたいので、申請します。

略

備考 略

様式第11号(第15条関係)  
番 号

認 定 書

氏 名  
年 月 日生

上記の者は、鳥取県屋外広告物条例第10条の3第1項の講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有する者として認定する。

年 月 日

職 氏 名 印

別表第1(第4条、第6条関係)

一般的基準 略

個別的基準

1 野立ての広告物等

ア 広告物等の表示場所又は設置場所が条例第3条第1項第3号の規定による指定に係る道路又は鉄道から原則として100メートル(当該道路又は鉄道から500メートル以内の地域が制限地域等とされている地域にあっては、200メートル)以上離れているものであること。ただし、知事が指定する家屋連担区域については、この限りでない。

イ 略

ウ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 略

(2) 高さ

(ア) 条例第10条第1項に規定する禁止地域等(以下「禁止地域等」という。)又は第1種制限地域にあっては、地面から10メートル以下であること。

職 氏 名 様

住 所

申請者

氏 名 印

鳥取県屋外広告物条例第10条の4第1項の講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有する者として認定を受けたいので、申請します。

略

備考 略

様式第11号(第15条関係)  
番 号

認 定 書

氏 名  
年 月 日生

上記の者は、鳥取県屋外広告物条例第10条の4第1項の講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有する者として認定する。

年 月 日

職 氏 名 印

別表第1(第4条、第6条関係)

一般的基準 略

個別的基準

1 野立ての広告物等

ア 広告物等の表示場所又は設置場所が道路又は鉄道から原則として100メートル(道路又は鉄道から500メートル以内の地域が制限地域とされている地域にあっては、200メートル)以上離れているものであること。ただし、知事が指定する家屋連担区域については、この限りでない。

イ 略

ウ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 略

(2) 高さ

(ア) 第1種制限地域にあっては、地面から10メートル以下であること。

(イ) 略

## 2 建築物、へい又は垣を利用する広告物等

ア 屋上を利用するもの

(1) 禁止地域等又は第1種制限地域にあっては、1建築物につき1個とし、高さが地面から広告物等を設置する場所までの高さの2分の1以下であり、かつ、10メートル以下であること。

(2) 略

イ 略

## 3～7 略

## 8 広告幕

ア 略

イ 垂れ幕

(1) 禁止地域等又は第1種制限地域にあっては、大きさが縦20メートル以下、横1メートル以下であること。

(2) 略

ウ 略

## 9～12 略

## 別表第1の2(第4条関係)

## 案内誘導広告物等の許可基準

- 1 別表第1の一般的基準の項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準
- 2 条例第2条第1項第3号又は条例第3条第1項第3号の規定による指定に係る道路又は鉄道から原則として1キロメートル以内に自己の居所又は事業所若しくは営業所がある者の自己の氏名等を表示するための広告物等であること。
- 3 表示面積が、1面0.5平方メートル以下、合計1平方メートル以下であること。ただし、1個の広告物等に複数の者が表示する場合にあっては、それぞれの者につき、表示面積が1面0.75平方メートル以下、合計1.5平方メートル以下であり、かつ、当該広告物等の表示面積が1面10平方メートル以下、合計20平方メートル以下であること。
- 4 高さが地面から3メートル以下であること。ただし、平年において積雪の深さが3メートル以上となることがあると認められる地域にあっては、この限りでない。
- 5 当該広告物等を表示し、又は設置することにより、条例第2条第1項に規定する地域又は場所における同一の居所又は事業所若しくは営業所に係る広告物等が原則として3個以上になるものでないこと。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る表示をするため

(イ) 略

## 2 建築物、へい又は垣を利用する広告物等

ア 屋上を利用するもの

(1) 第1種制限地域にあっては、1建築物につき1個とし、高さが地面から広告物等を設置する場所までの高さの2分の1以下であり、かつ、10メートル以下であること。

(2) 略

イ 略

## 3～7 略

## 8 広告幕

ア 略

イ 垂れ幕

(1) 第1種制限地域にあっては、大きさが縦20メートル以下、横1メートル以下であること。

(2) 略

ウ 略

## 9～12 略

<p>の広告物等でないこと。</p> <p>別表第3（第6条関係） 適用除外の基準</p> <p>1 条例第3条の2第2項第1号の基準 略</p> <p>2 条例第3条の2第2項第2号の基準 (1)及び(2) 略</p>	<p>別表第3（第6条関係） 適用除外の基準</p> <p>1 条例第10条第2項第1号の基準 略</p> <p>2 条例第10条第2項第2号の基準 (1)及び(2) 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第3条第1項又は第4条第1項の規定による許可を受けて屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置している者の当該許可に係る基準については、改正後の鳥取県屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条、別表第1及び別表第1の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規則の施行の日以後その者が鳥取県屋外広告物条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする場合にあっては、この限りでない。

3 この規則の施行の際現に国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置している屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件に係る基準については、新規則第6条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規則の施行の日以後屋外広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとする場合にあっては、この限りでない。

(鳥取県景観形成条例施行規則の一部改正)

4 鳥取県景観形成条例施行規則（平成5年鳥取県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定行為に係る適用除外行為等)</p> <p>第10条 条例第12条第1項第1号の規則で定める行為は、 <u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第3条第1項、<u>第3条の2第3項</u>又は第4条第1項の規定により許可を受けて行う行為</p> <p>(7)～(9) 略</p>	<p>(特定行為に係る適用除外行為等)</p> <p>第10条 条例第12条第1項第1号の規則で定める行為は、 <u>次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年7月鳥取県条例第31号）第3条第1項又は第4条第1項の規定により許可を受けて行う行為</p> <p>(7)～(9) 略</p>

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

5 鳥取県立自然公園条例施行規則（平成6年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削

り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第11条第6項第1号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)第3条第1項、第3条の2第3項又は第4条第1項の規定により許可を受けて行う行為</p> <p>(5)~(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第11条第6項第1号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年7月鳥取県条例第31号)第3条第1項又は第4条第1項の規定により許可を受けて行う行為</p> <p>(5)~(7) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

6 鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>(1)~(23) 略</p> <p>(24) 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)第10条の3第2項の規定に基づく手数料</p> <p>(25)~(28) 略</p> <p>2 略</p>	<p>別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>(1)~(23) 略</p> <p>(24) 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)第10条の4第2項の規定に基づく手数料</p> <p>(25)~(28) 略</p> <p>2 略</p>